

2. 出願資格

1) 出願資格（博士課程前期課程）

以下のいずれかの要件を満たす者。

1. 大学を卒業した者、および **2026 年 3 月末**までに卒業見込みの者。（学校教育法第 102 条）（注 1）
2. 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者、および **2026 年 3 月末**までに授与される見込みの者。（学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 1 号）
3. 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者、および **2026 年 3 月末**までに修了見込みの者。（学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 2 号）
4. 外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者、および **2026 年 3 月末**までに修了見込みの者。（学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 3 号）
5. 日本国内において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者、および **2026 年 3 月末**までに修了見込みの者。（学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 4 号）
6. 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府または関係機関の認証を受けた者による評価を受けたものまたはこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修することにより当該課程を修了することおよび当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者、および **2026 年 3 月末**までに授与される見込みの者。（学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 4 号の 2）
7. 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者、および **2026 年 3 月末**までに修了見込みの者。（学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 5 号）
8. 旧制学校等を修了した者。（昭和 28 年文部省告示第 5 号第 1 号～第 4 号）
9. 防衛大学校、海上保安大学校、気象大学校など、各省大学校を修了した者、および **2026 年 3 月末**までに修了見込みの者。（昭和 28 年文部省告示第 5 号第 5 号～第 12 号）
10. 本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、**2026 年 4 月 1 日**までに満 22 歳に達するもの。（学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 8 号）

（注 1）出願資格の 1. に定める「大学」とは、学校教育法に基づく日本の大学のことである。

《注意》

上記の出願資格「第 1 項～第 7 項および第 9 項」において「見込み」で受験して合格し、出願資格に必要な要件を **2026 年 3 月末**までに満たせない場合は入学が許可されないことになりますので、注意してください。

【出願資格に関する注意事項】

- (1) 博士課程前期課程出願資格「第 10 項」(3 頁参照)によって出願する者(最終学歴が中国の専科大学(3 年制)の者、自学考试卒業の者を含む)で出願資格の確認を必要とする場合は、出願前に、学部事務 5 課観光学研究科担当へ問い合わせてください。
- (2) 選考で使用するため、2024 年 1 月 14 日(日)～2026 年 1 月 13 日(火)の間に受験した TOEFL iBT®Test、TOEIC®L&R Test、IELTS のいずれかの成績証明書を提出する必要があります。提出できない場合は、出願を受理しません(詳細は 9 頁参照)。2026 年 3 月本学観光学部卒業見込みの志願者で、筆記試験免除の対象となった者は提出不要です。

※ TOEFL、TOEIC はエデュケーション・テストिंग・サービス(ETS)の登録商標です。この印刷物は ETS の検討を受けまたはその承認を受けたものではありません。

2) 一般入学試験受験資格

博士課程前期課程の出願資格要件(3 頁参照)を満たす者。

3) 社会人入学試験受験資格

博士課程前期課程の出願資格要件(3 頁参照)を満たし、かつ、次のいずれかの職歴上の条件に該当する者。なお、社会人入学試験については、出願資格「第 10 項」(3 頁参照)による受験は認めない。「第 10 項」による受験を希望する者は「一般入学試験」を受験すること。

1. 大学を卒業し、かつ、大学卒業後から出願時まで同一の企業、官公庁および教育・研究機関等に 2 年以上常勤職員として勤務している者。
2. 大学を卒業し、かつ、大学卒業後から出願時まで 3 年以上の職歴を有すると本研究科委員会が認めた者。

※社会人入学試験を受験する場合は、学部事務 5 課観光学研究科担当へ出願期間前までに問い合わせてください。

4) 外国人入学試験受験資格

博士課程前期課程の出願資格要件(3 頁参照)を満たし、かつ、日本国籍を有せず、学校教育における 16 年の課程のうち 12 年以上を日本以外で修了した者(2026 年 3 月末までに修了見込みの者を含む)。

※ 上記以外でも教育制度上の理由等により、外国人入学試験の受験を認めることがあります。不明な点がある場合は、学部事務 5 課 観光学研究科担当へ問い合わせてください。

※ 最終学歴が中国の専科大学(3 年制)の者、自学考试卒業の者で出願資格の確認を必要とする場合は、出願前に、学部事務 5 課 観光学研究科担当へ問い合わせてください。